

処分基準整理票

処分の内容	蓮田市農業者トレーニングセンターの利用許可の取り消し		
根拠法令 及び条項	蓮田市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例 第8条第3項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （利用の許可及び制限） 第8条 [略] 2 [略] 3 許可した後においても前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その許可を取り消すことができる。この場合において利用者が損失を受けることがあっても市はその補償の責を負わない。 【その他の基準となる法令、通知等】 <input type="checkbox"/> 蓮田市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則 （利用許可の取消し） 第6条 市長は、条例第8条第3項の規定により利用の許可を取消したときは、その理由を付して、様式第4号の蓮田市農業者トレーニングセンター利用許可取消通知書により利用者に通知するものとする。		
処分基準 設定年月日	令和6年 3月15日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。